

規制シート(様式)

150195301850001

平成28年12月5日

規制の名称	司書教諭の講習	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校図書館法(昭和28年法律185号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局児童生徒課長 坪田 知広
規制目的	学校図書館は学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設置されており、学校図書館の専門的な職務をつかさどる司書教諭の質の確保を図る必要がある。		
規制内容の概要	司書教諭の資格を取得しようとする者は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において、司書教諭の講習を修了した者であることが必要。	関連する予算	司書教諭及び学校司書の資質の向上等を通じた学校図書館改革(平成28年度予算 34百万円)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	学校図書館においては、図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること、図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備すること、図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと等を実施することが必要である。司書教諭はこのような学校図書館の専門的職務を掌らせるため置かれているものであり、その職務を担うために必要な専門性を有している必要があることから、司書教諭の質を確保するために必要な規制である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		